

2025-2034

# 第3次浜松市環境基本計画

概要版



浜松市  
HAMAMATSU CITY

# 第3次 浜松市環境基本計画の概要

## 浜松市環境基本計画とは

「浜松市環境基本条例」の規定に基づく環境の保全及び創造に関する基本的な計画として、浜松市全域を対象として定めているものです。本計画は、国や県の環境基本計画や、本市の基本指針である浜松市総合計画をはじめとした関連する各分野の計画等と整合・連携を図っています。

## 環境の将来像

2045年の理想の姿

**脱炭素化と循環型社会の形成が進展し、豊かなくらしや持続的な経済活動と多様な自然環境が共生するまち**

一人ひとりの取組により、豊かで快適なくらしの維持や、持続的な経済活動の発展を続けながら、山・川・海・湖などの豊かな自然や多様な生物が保全され、共生するまちを目指します。

# 10年後[2034年]の 目標

### 目標1

市民一人ひとりの日常生活や事業者の経済活動における脱炭素や資源循環につながる取組が更に進み、環境負荷が低減されている

### 目標2

市民・事業者・市民活動団体による環境保全活動が浸透し、豊かで良好な自然環境と快適で安全・安心な生活環境が確保されている

## 取組の 方向性

- 市民や事業者に脱炭素や資源の有効活用など環境に配慮したライフスタイル・事業活動の定着を促し、官民連携によるカーボンニュートラル・循環型社会の形成を図る。
- 快適で良好な生活環境を創出するとともに、ネイチャーポジティブの実現に向けて、豊かな自然環境の維持・回復・向上を図る。

# 4

## つの基本政策と 横断的政策

01

生活環境の保全

02

循環型社会の形成

03

カーボンニュートラル・  
脱炭素社会の実現

04

自然環境との共生

横断的政策

環境活動を実践する人づくり・適正な  
環境配慮の促進

# これからの環境政策

10年後の目標を達成するために、4つの基本政策と横断的政策に基づいた施策を推進します。

基本政策

01

## 生活環境の保全

法令に基づく事業場への立入検査により、規制基準の順守状況の調査・指導を実施します。また、市内全域の大気汚染、水質汚濁状況などを監視することで、環境基準の達成、維持を図り、快適で良好な生活環境を確保します。



### 大気汚染対策

- 工場・事業場におけるばい煙などの排出削減対策
- アスベストの大気環境への排出防止
- 自動車排出ガス対策

大気環境基準4項目  
(SO<sub>2</sub>、NO<sub>2</sub>、CO、SPM)  
環境基準値達成割合

基準 2023年度 100%

維持

目標 2024年度 100%

アスベスト届出  
立入実施率

基準 2023年度 100%

維持

目標 2024年度 100%

### 騒音・振動・悪臭対策

- 騒音・振動の未然防止対策
- 騒音・振動の監視
- 自動車騒音・振動対策の推進
- 航空機騒音対策の推進
- 悪臭対策の推進
- 音・かおり・光資源の保全

一般環境騒音環境  
基準値達成割合

基準 2023年度 100%

維持

目標 2024年度 100%

公害未然防止  
調査実施率

基準 2023年度 100%

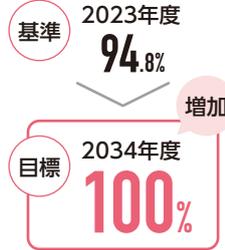
維持

目標 2024年度 100%

## 水環境の保全対策

- 工場・事業場における排水対策
- 川や湖を守る条例の運用
- 生活排水による水環境への負荷低減
- し尿処理体制の確立
- 市民や各種団体との連携による水環境保全活動の推進
- 健全な水循環の保全と水源保全地域における適正な土地利用の確保
- 地下水の水質調査
- 生活用水の安定供給

### 公共用水域の環境基準達成率



### 地下水の環境基準達成率



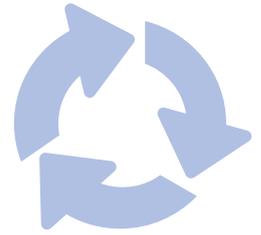
## 基本政策

# 02

## 循環型社会の形成

ごみの減量や資源物を排出しやすい環境整備により、一般廃棄物の減量とリサイクルを推進し、持続可能な循環型社会形成のための国家戦略である「サーキュラーエコノミー」への移行を官民連携により推進するとともに、安定的で効率的なごみ処理と資源化を行うための処理体制を確立します。

また、産業廃棄物に関わる全ての事業者が法令等を順守し、産業廃棄物を適正に処理するよう関係機関などと連携しながら意識の醸成を図ります。



## 一般廃棄物の減量とリサイクルの推進

- ごみの減量と資源化の推進
- ごみに対する意識啓発
- 安定的かつ効率的なごみ処理と資源化体制の整備

### 資源化率

資源物集団回収分、ごみ集積所等での回収分、民間回収分を合わせたリサイクル率

基準 2023年度 26.9%

増加

目標 2028年度 30.2%

### ごみ総排出量

もえるごみ、もえないごみ、連絡ごみ等の総量

基準 2023年度 197,552t

減少

目標 2028年度 193,055t

### 一人1日あたりの家庭系ごみ排出量

基準 2023年度 455.8g/人・日

減少

目標 2028年度 404.0g/人・日

## 産業廃棄物の適正処理の推進

- 産業廃棄物の不法投棄防止対策
- 産業廃棄物に関する広報・啓発
- 産業廃棄物排出事業者の処理責任の徹底
- 産業廃棄物の発生抑制・再利用・再生利用の推進
- 産業廃棄物処理施設における紛争の予防

### 生活環境に影響を及ぼすおそれのある産業廃棄物の不法投案件数

基準 2023年度 0件

維持

目標 2034年度 0件

基本政策

03

## カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現



2050年カーボンニュートラル実現に向けて、事業者・市民・市が一体となって、市域から排出される温室効果ガスを削減します。あわせて、企業の脱炭素経営を推進することにより市域の経済成長につなげるとともに、脱炭素型ライフスタイルに転換することで、市民の生活の質の向上を図ります。

### 温室効果ガスの排出削減

- 徹底した省エネルギーの推進
- 再生可能エネルギーの最大限の導入
- 新技術・イノベーションの推進
- 二酸化炭素吸収源の確保

市域からの温室効果ガス排出量

基準 2020年度 **4,302.5**千t-CO<sub>2</sub>

目標 2030年度 **2,744.6**千t-CO<sub>2</sub> 削減

市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量

基準 2023年度 **185,863**t-CO<sub>2</sub>

目標 2030年度 **99,476**t-CO<sub>2</sub> 削減

基本政策

04

## 自然環境との共生



貴重種の保護や、生態系への被害が懸念される特定外来生物の防除を推進し、多様な生物の生息・生育場所の保全を図ります。また、森林や農地、緑地における水源涵養や災害防止、良好な景観の形成、生物多様性の保全などの公益的・多面的な機能の維持増進を図り、ネイチャーポジティブの実現に寄与します。

### 生物多様性の保全

- 貴重な動植物の保護
- 生物多様性の普及啓発
- 野生動植物の適正な管理・防除

保護地域及び自然共生サイトの面積

基準 2022年度 **53,551**ha

目標 2033年度 **53,700**ha 拡大

環境保全活動に参加した市民の割合

基準 2022年度 **19.7%**

目標 2033年度 **30.0%** 増加

## 森林・農地・緑地の保全

- 森林の保全
- 農地の保全
- 緑地の保全

FSC® 森林認証面積



多面的機能支払交付金の面積カバー率



### 横断的 政策

## 環境活動を実践する人づくり・ 適正な環境配慮の促進



環境学習指導者の派遣により、学校・地域・社会など様々な場所での環境学習会の開催を支援するとともに、環境保全の活動やイベント等に関する情報発信を行い、環境について関心を持ち、環境に配慮した行動をする市民・事業者を増やします。加えて、市民・市民活動団体・事業者が連携して環境教育に取り組むためのネットワークを拡充し、環境学習の担い手を発掘・育成し、市内の環境教育を活性化します。また、浜松市環境影響評価条例及び浜松市環境配慮指針に基づき、環境に影響を与えるおそれのある事業を行う事業者に対して、環境保全の見地から適切な配慮を求めます。

## 学校・地域・社会など幅広い場における環境教育

- 学校などにおける環境教育
- 環境教育を担う人材の育成と積極的な活用
- 学校などの教職員に対する環境教育の理解促進
- 社会など幅広い場における環境教育の推進
- 環境学習プログラム（Eスイッチプログラム）の充実
- 各主体との連携

環境学習会に参加した市民の人数



環境学習指導者養成講座修了者数

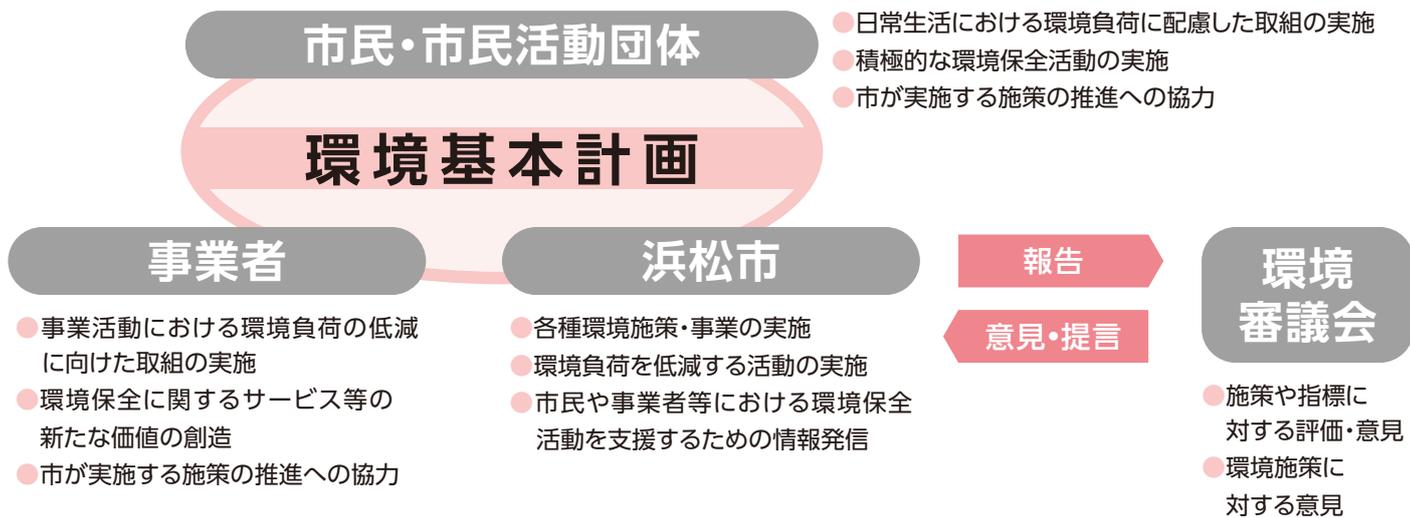


## 開発事業等における環境影響の緩和

- 環境影響評価制度の運用
- 浜松市環境配慮指針に基づく指導

# 計画の推進及び進捗管理

本計画の推進には、市民・市民活動団体、事業者、浜松市が各主体の役割を理解し、立場に応じた取組や連携を図ることが重要です。また、進捗管理については、毎年度、施策の実施状況や指標の達成状況を把握するとともに、本市の附属機関である環境審議会へ報告・意見聴取を行い、計画的な施策展開を図ります。加えて、急速な社会情勢の変化や多様化する市民ニーズ等に柔軟に対応するため、必要に応じて、随時新たな施策の立案や見直しを実行します。



## 用語の解説

### 【循環型社会】

廃棄物等の発生抑制、循環資源（廃棄物等のうち有用なもの）の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会

### 【脱炭素社会】

二酸化炭素を中心とする温室効果ガスの排出量を実質的にゼロにした社会

### 【生物多様性】

地球上に存在する多様な生物と、それらの関わりを示す概念

### 【環境学習指導者】

環境に関する専門的な知識・経験、市民等の環境に対する理解と知識の向上を図る熱意を有し、環境学習会の企画・運営・指導を行う個人・法人・任意団体

### 【地域制緑地】

緑地の所有権はそのままに、土地利用の規制により自然環境等の保全を図る制度

### 【自然共生サイト】

国が認定する、民間の取組などによって生物多様性の保全が図られている区域

### 【FSC®森林認証】

森林の管理や林産物の加工・流通が適切に行われていることを第三者機関が全世界統一の基準に沿って審査・認証する制度

### 【特定外来生物】

外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれのあるものの中から国が法律で指定した生物

### 【多面的機能支払交付金】

農業・農村の有する国土・生態系保全、水源涵養等、農業生産以外の機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援する制度

### 【Eスイッチプログラム】

浜松市の自然環境や特性を取り入れた、浜松市独自の環境学習プログラム

## 第3次浜松市環境基本計画 概要版

発行：浜松市環境部環境政策課 発行年月：2025（令和7）年3月

電話：053-453-6146 FAX：050-3606-4345

E-Mail：kankyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp